

人材サービス基本申込書

以下（「甲」という）と人材サービスブライتناビ：株式会社ブライトネスパートナーズ（以下「乙」という）（許可番号 1 3 - ユ - 3 1 5 2 7 6）は、甲の人材採用に関し、甲に乙が人材の紹介を目的として、次のとおり基本契約（以下「本契約」という）を締結する。本契約は甲から乙への本申込書の提出をもって有効とする。

（目的）

第 1 条

1.本契約は、乙が甲に対し、甲の要望に基づき甲が必要とする人材を紹介する（以下「本件業務」という）ことを目的とする。

（関係法令の遵守）

第 2 条

1.乙は甲に人材を紹介するにあたり、又は甲が乙から人材紹介を受けるにあたって、甲乙それぞれ職業安定法及び労働基準法等関係法令の遵守に努めるものとする。

（求人内容の明示）

第 3 条

1.甲は本件業務の遂行に必要な職業能力、適性、技術、知識、その他職業安定法に定める次の各事項を通知し、乙は同事項を当該人材に書面をもって通知しなければならない。

（選考対象者の選定）

第 4 条

1.乙は、本件業務の遂行に必要な資格、能力、知識、技術、技能、健康、経験等を有する人材を選定の上、甲に紹介するよう努めなければならない。

2.乙は、選考対象者が決まり次第、甲にその旨通知しなければならない。

（採用）

第 5 条

1.本件業務により、甲が選考対象者の採用を決定した場合、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。

2.甲は、労働基準法第 15 条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付するものとし、乙は採用が決定した当該人材（以下「丙」）と同通知書の内容を相互に確認する。

（差別的な取扱の禁止）

第 6 条

1.甲は、乙から紹介される人材を採用するにあたり、その選考について、年齢、性別等、国籍、その他差別的な取扱を行ってはならない。

（紹介手数料の発生）

第 7 条

1.本契約に基づく人材紹介手数料（以下「紹介手数料」）は成功報酬とし、本件業務を通じて、甲が人材の採用を決定し、丙が入社する時点で発生するものとする。

2.甲は、前項の決定を行うときは、甲が丙に対して発行した、採用決定通知書等の採用を証明する書面の写しを遅滞なく乙に提出するものとする。

（紹介手数料）

第 8 条

1.紹介手数料は次のとおりとする。

紹介手数料は、丙の理論年収の 25%（消費税別）とし、理論年収は下記の方法で算出する。

- 理論年収＝「月額固定給×12 ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」
- 月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋職務手当＋その他諸手当」
- 紹介手数料を別途個別に定める場合は、甲乙協議の上、書面（メール含む）を取り交わすものとする。

（紹介手数料の支払い）

第 9 条

1.甲は乙の請求する紹介手数料を、丙の入社した日の属する当月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、乙の指定する銀行口座に振込支払うものとする。なお、振込手数料等は甲の負担とする。

2.前条の紹介手数料に消費税は含まれない。甲は別途、紹介手数料に消費税率を乗じた額をあわせて乙に支払うものとする。

（紹介手数料の返還）

第 10 条

1.丙が甲に入社後、下記の期間内以内に、自己都合により退職、または丙の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料の返還を請求ができる。

- 入社日を起算日とし 7 日以内に退職した時：紹介手数料の 100%
- 入社日を起算日とし 8 日以上 30 日以内に退職した時：紹介手数料の 80%
- 入社日を起算日とし 31 日以上 60 日以内に退職した時：紹介手数料の 50%

2.甲は乙に丙の退職日を明示する丙の退職届を提出し、退職日より 30 日以内に手数料の返還請求を書面（メール含む）をもって行うものとする。

3.採用者（丙）に代わる人材を紹介できる場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

4.丙に対する労働条件が、当該雇用契約と異なることに起因する退職や、甲の都合による解雇、返還請求の要件外、本契約第 11 条に規定する不可抗力による退職の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。

5.返還手数料は消費税を含まないものとする。

（不可抗力）

第 11 条

1.本契約上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- 天災地変等の自然災害
- 暴動・内乱・戦争
- 労働争議等
- 行政庁等による命令処分
- 法令の制定改廃
- 交通機関の事故
- その他前各号に準ずる非常事態

2.前項各号の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、知り得る情報を通知しなければならない。

（直接交渉の禁止）

第 12 条

1.甲は、乙の書面による承諾なくして、丙との間で、丙の雇用について直接交渉をしないものとする。

2.甲は、乙が丙を紹介してから 1 年以内は、当該紹介に係る雇用の成否にかかわらず、乙の書面による承諾なくして、甲若しくはその関係会社又はそれらの関連拠点で雇用しない。

3.甲は、前各項のいずれかに違反した場合は、違約金として、仮にその丙が甲の下で 12 ヶ月間継続勤務したと仮定して支払うべき賃金総額に相当する金額を、直ちに乙に支払うものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条

1.甲及び乙は、業務上知り得た丙の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩、開示又は不正に利用してはならない。

2.乙が甲に提供することができる丙の個人情報は、労働者派遣法の規定により派遣先に通知すべき事項に限る。ただし、利用目的を示して、丙の同意を得た場合において法令上許されている範囲又は個人情報保護に関する法律等の法律に定めのある場合は、この限りでない。

（守秘義務と秘密保持）

第 14 条

1.乙は、本件業務の遂行により知り得た、甲及び取引先の業務上の秘密を他に漏らし又は不正に利用してはならず、選

考対象者にもその遵守を徹底させなければならない。本契約又は個別契約終了後においても同様とする。

2.乙は、本件業務の遂行により知り得た甲の役員、従業員等及び取引先の個人情報について、他に漏らし、又は不正に利用してはならず、選考対象者にもその遵守を徹底させなければならない。

3.正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。

4.本条の規定は本契約終了後においても有効とする。

(損害賠償)

第 15 条

1.甲及び乙は、本契約に違反し、またはその責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害(間接的損害、逸失利益は除く)を賠償するものとする。

(契約の解除)

第 16 条

1.甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合にはなんらの予告なく直ちに本契約を解除することができる。

- ・本契約に定める義務の履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないとき。
- ・手形交換所の取引停止処分があったとき。
- ・財産上の信用にかかわる差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等を受けたとき。
- ・破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立があったとき。
- ・営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- ・親会社または重要な子会社が上記のいずれかに該当した場合。

2.甲または乙が第1 項により本契約を解除し損害が発生した場合には、本契約第 16 条に基づき、契約解除の原因をなす相手方に対し、その損害を賠償請求することができる。

(有効期間)

第 17 条

1.本契約の有効期間は、申し込み日より1年間とする。

ただし、本契約期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも契約終了の意思表示のない限り、本契約は同一の条件で更に 1 年間更新するものとし、以降も同様とする。

2.本契約期間終了時点において、紹介手数料の支払いが未処理の事項がある場合は、本契約の紹介手数料の支払いに基づき処理を行うものとする。

3.本契約を中途解除する場合は、1ヶ月以上前に書面をもって通知するものとする。

(合意管轄)

第 18 条

1.甲及び乙は、本契約に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(反社会的勢力の排除)

第 19 条

1.甲と乙は、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当せず、将来においても反社会的勢力と関係を持たないこと。

2.甲と乙は、反社会的勢力を利用したり、反社会的勢力との間で社会的非難に値するような関係を有しないこと。

3.甲と乙は、反社会的勢力に対して資金等を提供したり、便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に資するような行為を行わないこと。

4.甲と乙は、自らもしくは第三者を利用して、暴力的行為・詐術・脅迫的言辞を用いたり、信用及び名誉を毀損したり、業務の妨害となるような行為を行わないこと。

5.甲と乙と、本条項に違反して損害を与えた場合は、その損害について賠償責任を果たすものとする。

(協議事項)

第 20 条

1. 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき、疑義を生じた事項については、職業安定法及び労働基準法等関係法令に基づき、甲乙共に誠意を持って協議の上、円満に解決する。

上記同意の上で下部の申込記入欄の記載をお願い致します。

■ 申込記入欄

申込日	令和 年 月 日
法人名 代表者氏名	印
所在地	〒
担当者	部署/役職 担当者氏名： 印
TEL	- -
FAX	- -
Emailアドレス	@

運営元：株式会社ブライトネスパートナーズ

TEL: 03-6822-6811

FAX: 03-6822-6813

東京都新宿区四谷三栄町 2 番 14 号

許可番号：13-ユ-315276

適正請求書発行事業所登録番号：T5011301026240